

# 福祉資金 福祉費⑪ 就職・技能習得支度費

▶ 就職、技能習得等の支度に必要な経費

## 1. 貸付対象となる資金使途

・就職及び技能を習得する際に直接必要な支度、準備の費用

例) 被服、履物等を購入する費用のほか、住込むための布団代、部屋を借りるための敷金、あるいは通勤の定期代等の費用

## 2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000 円	3 年以内	6 ヶ月以内 (送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (下記 ※1 に該当する場合は年 1.5%)

## 3. 申込みに必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	世帯で収入のある者全員の所得証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	<b>障害者世帯の場合のみ</b> ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	<b>高齢者世帯の場合のみ</b>
	証明書	・就職支度費用の場合： 雇用見込証明書(様式 5)、採用内定書等
	かかる経費のわかる見積書等	
	連帯保証人の所得証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※3)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

※1 生計中心者が連帯借受人とならない場合、連帯保証人がいない場合

※2 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※3 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。